

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

土砂洪水氾濫流域調査業務 特記仕様書

第1章 目的

本業務は、徳島県内において「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」を調査により抽出し、将来的に対策を実施する流域を選定するための基礎資料を作成する。

第2章 業務内容

2.1 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2.2 資料収集・整理

調査に必要な資料・既往成果報告書等（地形データ、災害の発生情報、砂防施設台帳、基礎調査資料等）を収集整理する。

2.3 発生ポテンシャル調査

「過去に土砂・洪水氾濫の発生した流域」や「過去に土砂・洪水氾濫の発生した流域と同様の特徴を有する流域」に該当するかを調査する。調査方法としては、「既往災害資料の調査」と「流域の特徴に関する調査」を行い、土砂・洪水氾濫の発生ポテンシャルを把握する。

(1) 流域の設定

地形データ（基盤地図情報等）を用いて、水文解析を行い、単元流域の設定と水系網を作成する。なお、「流域の特徴に関する調査・保全対象に関する調査の作業例（令和4年3月）」に基づき、谷次数を区分する。

流域データ（基盤地図情報等）を用いて、設定した流域の妥当性について確認する。

(2) 地点 A（1/200）の設定

主要な河川との合流点より河床勾配 1/200（200m 区間の平均河床勾配）となる地点 A を設定し、その地点 A より上流の流域面積が 3km² 以上となる流域（候補流域）を抽出する。

平均勾配設定資料及び候補流域図（単元流域、候補流域、谷次数区分等を取りまとめたもの）を作成する。

(3) 候補溪流の設定

候補流域図より調査対象候補として抽出された流域に対し、流出しうる土砂量を指標とした調査を実施する。

流出しうる土砂量（移動可能土砂量）は、合計が 10 万 m³以上、かつ 1km²あたりの流出しうる土砂量（比移動可能土砂量）が 1 万 m³/km²を下回らないことを確認する。なお、移動可能土砂量算出は、基礎調査資料を用いることを想定しているが、詳細については、監督職員と協議により確認を行う。

2.4 被害ポテンシャル調査

前述までに抽出した、土砂・洪水氾濫の発生ポテンシャルが高い溪流に対し、河道中央から 350m 以内、最深河床から比高差 5m 以内の範囲を目安に、公共施設等や家屋など保全対象の状況を調査する。なお、公共施設等は以下の施設を対象とする。

- ・公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）
- ・市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所
- ・重要鉱工業施設
- ・居住誘導区域として指定された区域、もしくは指定しようとする区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフライン

また、被害ポテンシャル調査の対象は 1 溪流を想定している。（対象溪流数は、候補溪流数を踏まえて、監督職員と協議により変更対象とする。）

2.5 調査結果とりまとめ

前述までの調査結果により「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」と判断された流域について、得られた調査結果を取りまとめる。

なお、とりまとめ様式は「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領（案）（試行版）令和 4 年 3 月」に基づき以下の様式とする。

- ・既往災害資料の調査結果とりまとめ様式例
- ・流域の特徴に関する調査結果とりまとめ様式例
- ・保全対象に関する調査結果とりまとめ様式例

また、調査結果とりまとめの対象は 1 溪流を想定している。（対象溪流数は、候補溪流数を踏まえて、監督職員と協議により変更対象とする。）

2.6 照査

調査内容について、適切性及び整合性等の照査を行うものとする。

2.7 報告書作成

業務で調査した成果について、報告書としてとりまとめる。

第3章 打合せ協議

打合せ回数は、①業務着手時、②中間打合せ（1 回）、③成果納入時の計 3 回とする。

第4章 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|---------------|
| 報告書（電子データ） | ： 2 部（CD-R 等） |
| 報告書（A4 版） | ： 1 部（ワープロ製本） |